

枯れ草火災にご用心！

空気が乾燥する1月から3月にかけて、毎年枯れ草火災が多発しています。火災の原因は、野焼き、火遊び及び放火といった人の行為が原因です。空地の枯れ草は、放火犯にとって絶好の標的となりますので、お持ちの空き地等の枯れ草は早めに刈り取り、放火されない環境を作りましょう。



野外焼却については、埼玉県生活環境保全条例第61条の中で、規則で定める焼却を除き禁止されています。

野外焼却を見つけた方は、下記の電話番号まで連絡をしてください。

埼玉県央広域消防本部 予防課 TEL048-597-2004

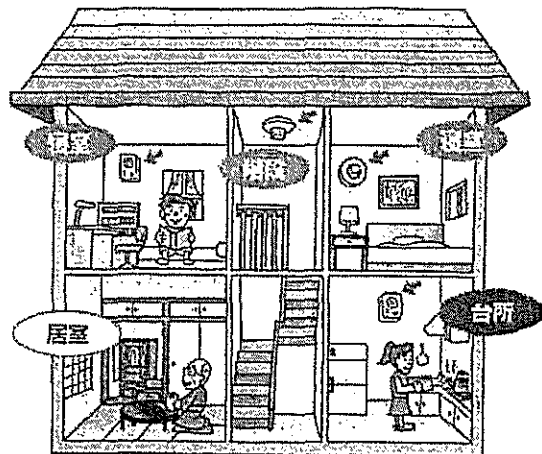
裏面もお読みください。

住宅用火災警報器の設置が義務化されています！

平成20年6月2日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。火災の発生をいち早く知り、火災から大切な命を守るために、必ず住宅用火災警報器を設置しましょう。

どこに設置するの？

- 就寝に使われる場所に設置します。
 - 寝室がある階の階段に設置します。
- ※ 詳しくは消防署にお問い合わせください。



奏功事例

平成24年1月中に実際に起きた事例です。65歳の男性が自宅でご飯を炊こうとステンレス製鍋に火を掛けていたところ、台所を離れて隣の部屋で寝入ってしまいましたが、設置されていた住宅用火災警報器が煙を感知して鳴りました。その音に気が付いた隣人が119番通報し、鍋の中にあった食品を焦がしただけで、人命と住宅に被害はありませんでした。

